

北野地区施設再編検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 北野地区環境施設（北野清掃工場、北野余熱利用センターあったかホール（以下「あったかホール」という。）、北野下水処理場、北野衛生処理センター）は、老朽化による工場休炉等及び流域編入による処理場の雨水ポンプ場化等により大きな転換期を迎える。そこで、各施設の現状や課題及び、将来必要となる施設等を調査・検討するため「北野地区施設再編検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、北野地区環境施設に関連する所管部間が連携し、次に掲げる事項を調査・検討する。

- (1) 北野清掃工場、あったかホール、北野下水処理場及び北野衛生処理センターの課題と問題解決に関すること。
- (2) 北野地区周辺の浅川水辺活用に関すること。
- (3) その他、関連事項。

(組 織)

第3条 検討会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会には座長を置き、水循環部長をもって充てる。
- 3 検討会には副座長を置き、環境部長及び資源循環部長をもって充てる。

(座長及び副座長の職務)

第4条 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故があるときは職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要に応じて検討会委員以外の者を検討会に出席させることができる。

(分科会)

第6条 検討会に、流域編入分科会、北野清掃工場・あったかホール検討分科会及び浅川（北野）水辺活用分科会を置く。

- 2 各分科会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 各分科会は、座長の指示に基づき、検討会の検討に必要な事項の調査検討及び

連絡調整を行う。

- 4 各分科会に、幹事長、副幹事長を置く。
 - (1) 流域編入分科会の幹事長は水再生施設課長、副幹事長は下水道課長をもって充てる。
 - (2) 北野清掃工場・あったかホール検討分科会の幹事長は北野清掃工場長、副幹事長は清掃施設整備課長をもって充てる。
 - (3) 浅川（北野）の水辺活用分科会の幹事長は水環境整備課長、副幹事長は水再生施設課長をもって充てる。
- 5 幹事長は分科会の責任者とし、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときはその職務を代理する。
- 6 分科会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事長は必要に応じて検討会委員及び分科会委員以外の者を分科会に出席させることができる。

（事務局）

第7条 検討会の庶務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、資源循環部北野清掃工場職員及び水循環部水再生施設課職員をもって構成する。

（委 任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会に諮り、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

別表第 1

| | |
|--------|----------|
| 環境部長 | 環境政策課長 |
| 資源循環部長 | ごみ減量対策課長 |
| | 清掃施設整備課長 |
| | 北野清掃工場長 |
| 水循環部長 | 水環境整備課長 |
| | 下水道課長 |
| | 水再生施設課長 |

別表第 2

| | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 流域編入分科会 幹事長：水再生施設課長 副幹事長：下水道課長 | 水環境整備課 | 浅川水量確保担当 |
| | 下水道課 | 事業費担当 不明水対策担当 接続管整備担当 |
| | 水再生施設課 | 雨水ポンプ場化担当 衛生処理センター担当 |
| 北野清掃工場・あったかホール検討分科会 幹事長：北野清掃工場長 副幹事長：清掃施設整備課長 | 環境政策課 | |
| | ごみ減量対策課 | |
| | 清掃施設整備課 | |
| | 北野清掃工場 | |
| 浅川（北野）の水辺活用分科会 幹事長：水環境整備課長 副幹事長：水再生施設課長 | 水環境整備課 | |
| | 水再生施設課 | |